



# 行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会  
 発行人 田中章五  
 編集人 山口秀子  
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館2階)  
 発行日(月刊)  
 平成15年7月10日

## 日本行政書士会連合会定時総会報告

副会長 小島 俊明

日本行政書士会連合会平成15年度定時総会が、6月26日(木)・27日(金)の両日東京都千代田区の赤坂プリンスホテルで開催された。総会に先立ち午前10時から片山虎之助総務大臣代理若松副大臣(北関東ブロック選出)を迎え、総務大臣表彰・表彰状授与式が挙行され、全国から30名の会員がその栄に浴された。

午前10時45分総会の開会宣言があり、盛武会長あいさつ・来賓祝辞・総会成立宣言とつづき、議長に埼玉会長島敬一代議員、副議長に千葉会河崎義一代議員が選任された。

今年度の質問件数は80件とほぼ例年どおりであるが、今年度は役員改選の年でもあり、時間の都合上再質問のみとし、再々質問は受け付けないということで議事は進化した。平成14年度事業報告の中、重点施策として大きく次の3項目が挙げられた。

- 【1】規制改革対策
- 【2】司法制度改革対策
- 【3】高度情報通信社会対策

この中で特筆すべきは、政府・司法制度改革推進本部から司法制度改革推進本部事務局囑託調査員、ADR検討会オブザーバー、行訴訟検討会オブザーバーに各1名の要請があり、それに応え延べ32回の諸会議に参加するとともに意見を述べ、隣接法律専門職種としての司法・準司法分野への業域拡大と裁判外紛争(ADR)機関の構築に向けた主張を展開したことであろう。

審議は着々と進み、第1号議案及び第2号議案は賛成多数により原案どおり承認可決確定された。次いで、第3号議案から第6号議案についての質疑応答がなされた。

第3号議案では昨年7月に施行された改正行政書士法により、国民の権益を擁護する代理人としての役割と責務が増大してきており、更なる業務研鑽を深めるべく、能力担保と

なる研修センターの設立が喫緊の課題であり、現在具体化に向けた取組をしている旨の提案がなされた。

また、閣議決定を受けている事務所の法人化については、国民の利便性の観点から早急な対応を図り、併せて準司法手続、研修等の行政書士法の改正に取組み、更なる行政書士制度の充実に努めるべく次の6つの重点施策があげられた。

1. 司法制度改革への対応
2. 電子化への対応
3. 行政書士制度の確立と環境整備
4. 組織改革
5. 登録事務の整備
6. 社会貢献

いずれの議案も審議の結果、賛成多数により承認可決確定した。約20分の休憩の後、第7号議案役員の改選に入った。投票所は2カ所設置され、順次投票が行われた。30分程の投票時間であつたらうか、即開票となり票読みが始まった。何度も確認の票読みがなされ、20~30分が経過した後、次の結果をみた。

投票総数180票

朝倉 征之候補	58票	宮内 一三候補	122票
白票	0票	無効票	0票

上記のように、64票という大差をもって東京会の宮内一三候補が当選された。鹿田福司(京都会)選挙管理委員長より当選証書が授与され、第7号議案会長選任までの議案は承認可決確定された。

なお、新会長に選任された宮内一三会員は就任挨拶の中、3期6年に亘り会長を努められた盛武隆会員を、名譽会長に推薦したき旨を議場に問いたいと議長に促した。議長が異例にも関わらず即刻議場に諮るや否や、割れんばかりの拍手があり、満場一致で承認可決された。盛武隆名譽会長が誕生した瞬間であつた。

時刻も迫って来たので、ここで一旦中断し、翌朝午前9時より再会の運びとなった。午後6時より懇親会が開催され、いきおい祝賀会と流れていった。

翌朝、審議が再開され副会長・理事・監事が選考により選任され、承認可決確定した。以上で全ての議案が終了し、議長・副議長は退任し、次いで新旧役員のあいさつの後閉会となった。

## 日本行政書士政治連盟定期大会報告

日政連幹事 井上 敏夫

第23回日政連定期大会が日行連の総会に続いて27日(金)午前10時30分から開かれました。

今大会は、日政連盛武会長(滋賀会)の任期(3期6年限度)が満了する大会でもあり、今後行政書士会がさらに躍進をめざすためにその方針決定をすることとなり、提案された各議案は審議のうえ、全て承認可決されました。

### 1 主な活動方針

#### (1) 基本方針

経済社会の変遷に合わせた行政書士の将来像を構築し、司法制度改革における法律専門職としての地位を確立し、国民の利便に資する行政書士制度の確立をめざす。

#### (2) 国会対策と選挙の取り組みを強化する

各党行政書士協力議員の支援活動を強化するとともに、各種議会選挙における推薦候補並びに行政書士会員の議会進出を促進するため、選挙への取り組みを強化する。

#### (3) 組織強化と財政の確立を図る

支部組織を強化するとともに、日政連会員としての同志的融和と結束の強化を図る。組織率100%を目指す。

### 2 運動の具体的方針

#### (1) 司法制度改革等への対応

日行連と連携し、弁護士法72条に関連する司法手続、準司法手続、紛争処理等の分野における行政書士の地位を確立するための運動を推進する。

#### (2) 行政書士法改正の推進

行政書士の効率化、国民の利便に資するため、なお一層日行連と連携し、社会変化に対応した行政書士制度を確立するために必要な法改正運動を推進する。

主な質問事項は、次のとおり(質問書提出9件)

質問 組織と財政の整合性 会員数の計算方法について

答弁 日政連は、各支部の政治連盟に対して個々の会員から徴収した会費から、単体会員数に200円を乗じた額の負担をお願いしている。健全な組織の維持のためにも、「月刊日本行政」への掲載や「日政連活動のしおり」の配布などで啓蒙活動を行っている。また、「組織と財政の整合性」についても、日政連と各支部の政治連盟は連合体としての組織の一致を図っている所である。一方、「加入者に応じた会費の納入をすべきである」との考えは、日政連として組織運営に支障を来すことは明らかであり容認できない。

その他行政書士事務所の法人化、研修の義務付けの取り組みなど法改正への理解と今後の協力を確認し、正午過ぎに終了、閉会しました。